

平成 28 年度 岡崎市大気汚染調査結果について

1 大気汚染常時監視結果

(1) 調査期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(2) 調査地点及び測定項目

市内に設置されている測定局 5 局（一般環境大気測定局 1 局及び自動車排出ガス測定局 4 局）で、次の項目の調査を行いました。

ア 一般環境大気測定局

測定局名	一酸化硫黄	一酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素
岡崎市羽根大気測定局 場所：羽根町字陣場 47			-			-	-

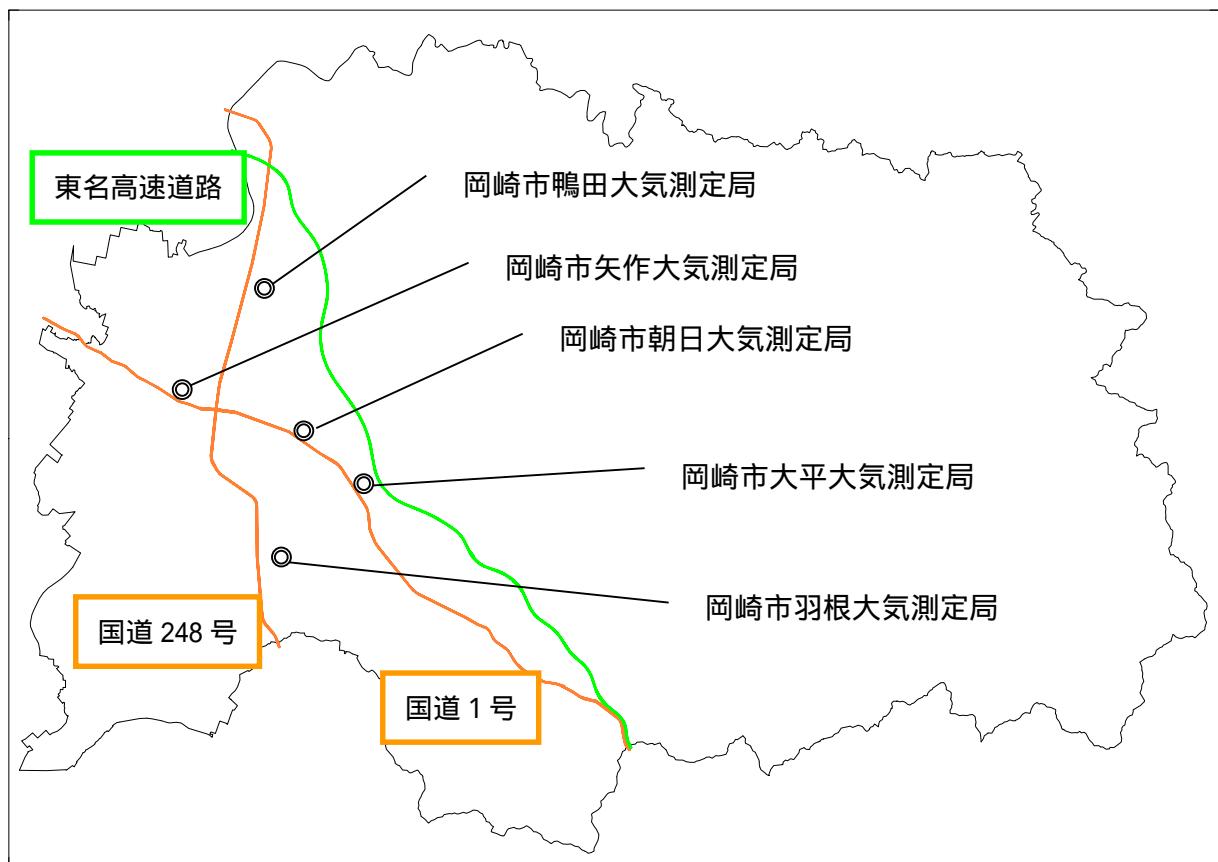
注 一般環境大気測定局とは、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局です。

イ 自動車排出ガス測定局

測定局名	一酸化硫黄	一酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素
岡崎市朝日大気測定局 場所：朝日町三丁目 36-1	-		-			-	-
岡崎市矢作大気測定局 場所：矢作町馬乗 110-1	-		-				-
岡崎市大平大気測定局 場所：大平町二ノ沢 67							
岡崎市鴨田大気測定局 場所：鴨田町広元 306	-		-				-

注 自動車排出ガス測定局とは、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局です。

(参考) 大気測定局の配置



以下、それぞれの測定局を次のとおり表記します。

一般環境大気測定局 一般局
自動車排出ガス測定局 自排局

岡崎市羽根大気測定局	羽根
岡崎市朝日大気測定局	朝日
岡崎市矢作大気測定局	矢作
岡崎市大平大気測定局	大平
岡崎市鴨田大気測定局	鴨田

(3) 環境基準が定められた各物質の環境基準の達成状況と年平均値の変遷

ア 二酸化硫黄

⑦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

一般局 1 局、自排局 1 局で測定を行い、いずれも長期的評価、短期的評価とともに環境基準を達成しました。

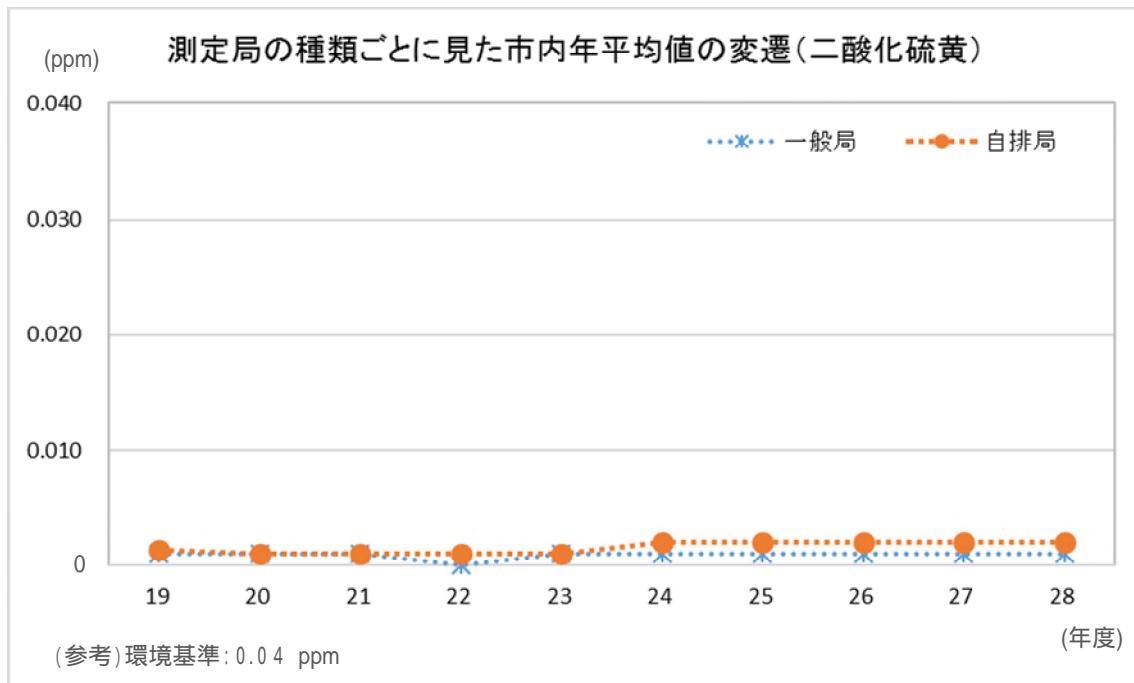
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1 日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した 場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	26	0.003	なし		
		27	0.002	なし		
		28	0.002	なし		
自排局	大平	26	0.004	なし		
		27	0.003	なし		
		28	0.003	なし		

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値(上表では、日平均値の 2 % 除外値と表記した。) が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 短期的評価：1 時間又は 1 日を通した測定結果と環境基準(1 時間値又は 1 日平均値) とを比較して評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局で 0.001ppm、自排局で 0.002ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一般局	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

イ 二酸化窒素

⑦ 環境基準の達成状況（長期的評価のみ）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

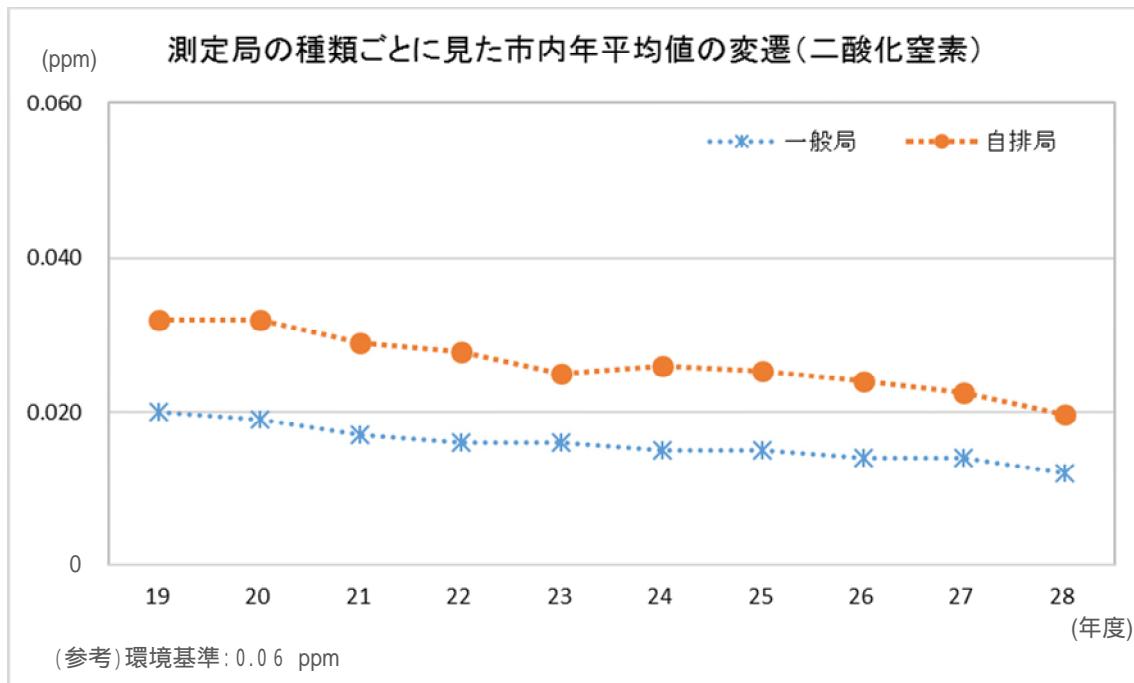
<結果>

測定期種別	測定期	年度	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	達成状況
一般局	羽根	26	0.031	
		27	0.029	
		28	0.026	
自排局	朝日	26	0.044	
		27	0.040	
		28	0.037	
	矢作	26	0.037	
		27	0.033	
		28	0.032	
	大平	26	0.057	
		27	0.048	
		28	0.044	
	鴨田	26	0.034	
		27	0.029	
		28	0.028	

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間における 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当する値（上表では、日平均値の年間 98% 値と表記した。）が、0.06ppm 以下であること。 (昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局で 0.012ppm、自排局 4 局で 0.020ppm です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一般局	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012
自排局	0.032	0.032	0.029	0.028	0.025	0.026	0.025	0.024	0.023	0.020

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

<参考>一酸化窒素及び窒素酸化物の最近 10 年間の年平均値の変遷

	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一酸化 窒素	一般局	0.016	0.014	0.011	0.010	0.009	0.007	0.007	0.005	0.005	0.004
	自排局	0.055	0.061	0.047	0.044	0.040	0.037	0.035	0.029	0.026	0.021
窒素酸化物	一般局	0.036	0.032	0.028	0.026	0.025	0.022	0.022	0.019	0.019	0.016
	自排局	0.087	0.093	0.077	0.072	0.064	0.063	0.061	0.053	0.048	0.040

注 窒素酸化物は、一酸化窒素及び二酸化窒素の各測定値を合計した値です。

ウ 一酸化炭素

- ⑦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

自排局1局で測定を行い、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

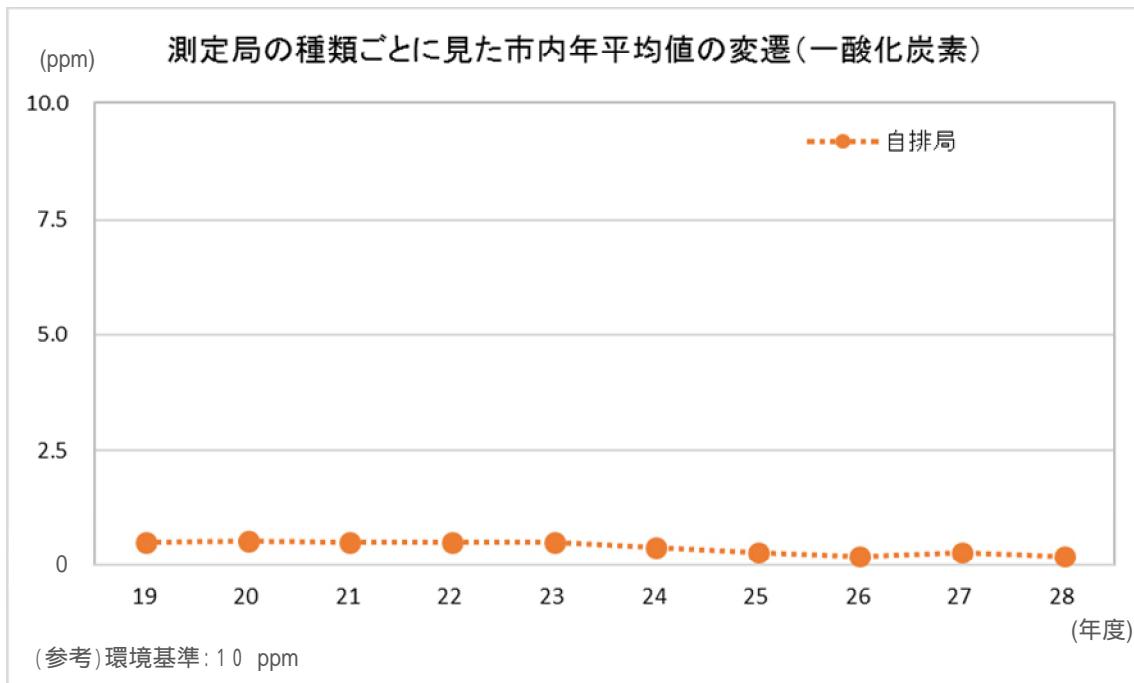
<結果>

測定期種別	測定期	年度	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1日平均値が 10ppmを超えた日 が2日以上連續 した場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
自排局	大平	26	0.5	なし		
		27	0.5	なし		
		28	0.5	なし		

環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（上表では、日平均値の2%除外値と表記した。）が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連續しないこと。 短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準（1時間値又は1日平均値）とを比較して評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、自排局 1 局で 0.2ppm です。最近 10 年間は、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
自排局	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

工 浮遊粒子状物質

⑦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

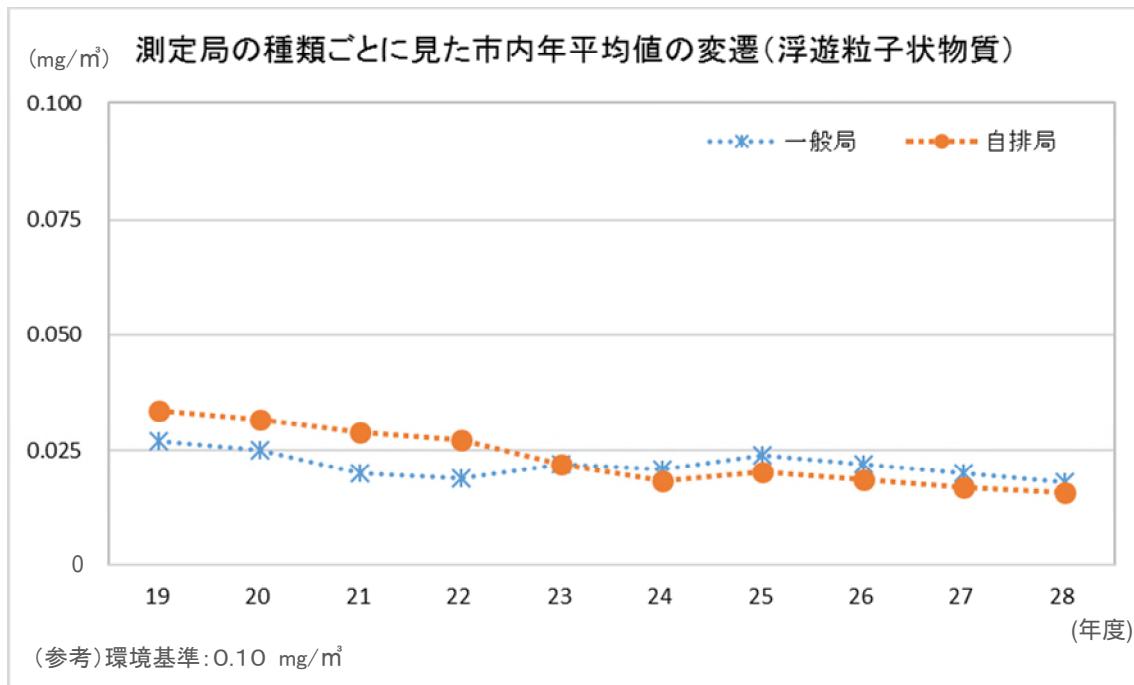
<結果>

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2 日以上連続し た場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	26	0.054	なし		
		27	0.045	なし		
		28	0.037	なし		
自排局	朝日	26	0.049	なし		
		27	0.039	なし		
		28	0.035	なし		
	矢作	26	0.048	なし		
		27	0.040	なし		
		28	0.037	なし		
	大平	26	0.050	なし		
		27	0.037	なし		
		28	0.028	なし		
	鴨田	26	0.047	なし		
		27	0.040	なし		
		28	0.038	なし		

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値（上表では、日平均値の 2 % 除外値と表記した。）が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 短期的評価：1 時間又は 1 日を通した測定結果と環境基準（1 時間値又は 1 日平均値）とを比較し評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局で $0.018\text{mg}/\text{m}^3$ 、自排局 4 局で $0.016\text{mg}/\text{m}^3$ です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一般局	0.027	0.025	0.020	0.019	0.022	0.021	0.024	0.022	0.020	0.018
自排局	0.034	0.032	0.029	0.027	0.022	0.019	0.020	0.019	0.017	0.016

注 表中の単位は、 mg/m^3 です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

オ 光化学オキシダント

⑦ 環境基準の達成状況（短期的評価のみ）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、全てで環境基準を達成できませんでした。

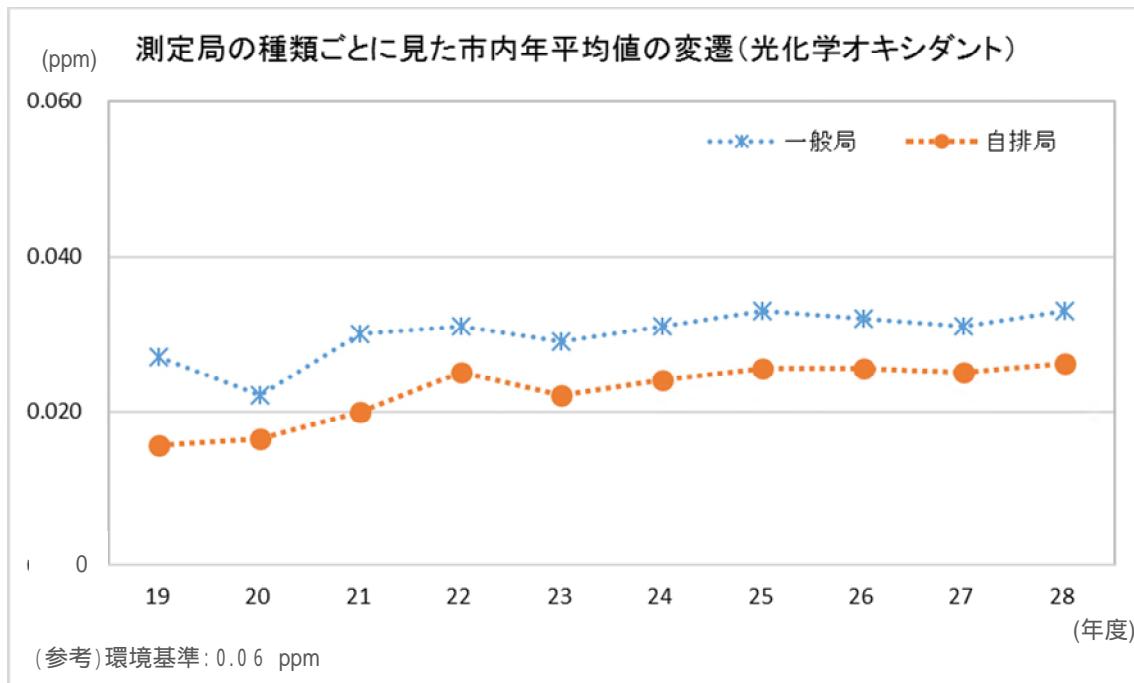
<結果>

測定局種別	測定局	年度	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		達成状況
			(日)	(時間)	
一般局	羽根	26	84	439	×
		27	75	371	×
		28	81	436	×
自排局	朝日	26	39	138	×
		27	39	149	×
		28	25	107	×
	矢作	26	68	288	×
		27	57	245	×
		28	66	294	×
	大平	26	26	83	×
		27	33	110	×
		28	38	136	×
	鴨田	26	69	331	×
		27	66	315	×
		28	29	123	×

環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	短期的評価：年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の昼間年平均値の経年変化

昼間の年平均値は、一般局で 0.033ppm、自排局 4 局で 0.026ppm です。最近 10 年間は、ゆるやかな上昇傾向にあります。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一般局	0.027	0.022	0.030	0.031	0.029	0.031	0.033	0.032	0.031	0.033
自排局	0.016	0.017	0.020	0.025	0.022	0.024	0.026	0.026	0.025	0.026

注 表中の単位は、ppm です。

光化学オキシダントの昼間平均値は、昼間時間帯（5 時～20 時）における測定値の集計結果です。

力 微小粒子状物質

⑦ 環境基準の達成状況（長期的評価のみ）

自排局3局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

<結果>

測定期種別	測定期	年度	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間 98%値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況	
					長期基準	短期基準
自排局	矢作	26	13.2	35.0		
		27	12.0	30.1		
		28	10.8	24.2		
	大平	26	14.5	37.5		x
		27	15.0	31.9		
		28	14.1	27.7		
	鴨田	26	13.5	36.6		x
		27	12.7	30.0		
		28	10.9	24.3		

環境基準	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 (平成21年9月9日環境省告示)
評価方法	長期基準：年間にわたる1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 短期基準：年間ににおける1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値(上表では、日平均値の年間98%値と表記した。)が、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 (平成21年9月9日環水大総発第090909001号)

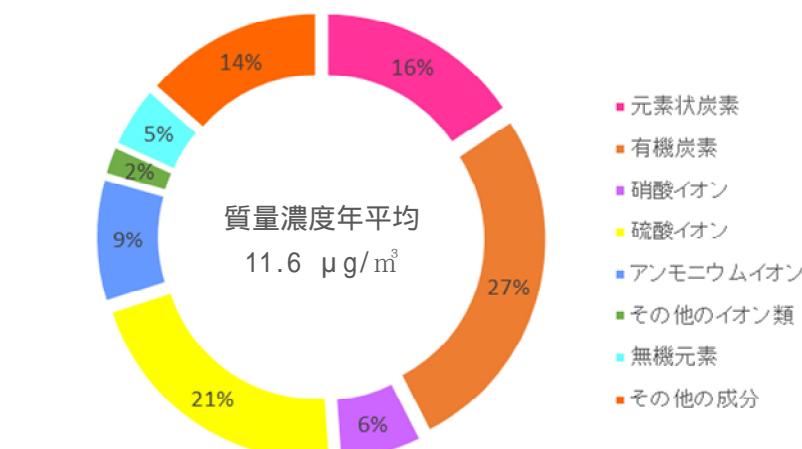
① 成分分析結果

自排局2局(大平、鴨田)で四季ごとに連続2週間(延べ56日間)微小粒子状物質の成分分析を実施しました。

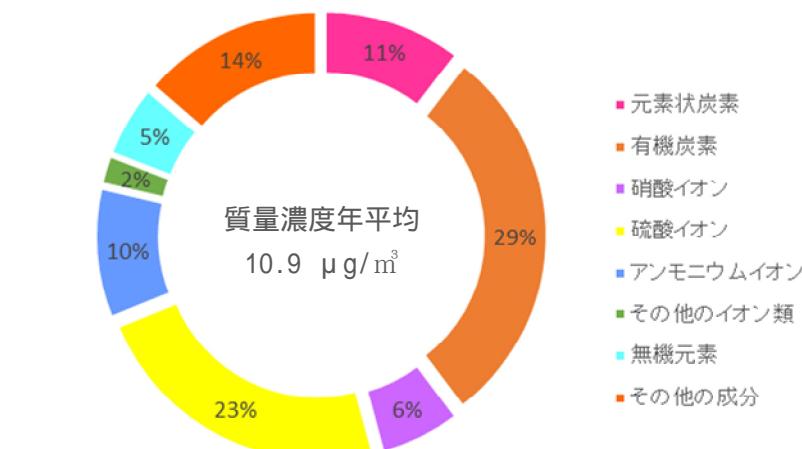
- ・ 微小粒子状物質濃度の年平均値は、大平で $11.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、鴨田で $10.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。
- ・ 微小粒子状物質の主な成分は、元素状炭素(EC) 有機炭素(OC) 硝酸イオン(NO_3^-) 硫酸イオン(SO_4^{2-}) 及びアンモニウムイオン(NH_4^+) でした。

<結果>

大平大気測定局 PM2.5主要成分年間平均組成割合



鴨田大気測定局 PM2.5主要成分年間平均組成割合



(4) 炭化水素の最近 10 年間の年平均値の変遷

ア 非メタン炭化水素

<結果>

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大 平	年平均値	0.42	0.23	0.23	0.18	0.17	0.17	0.18	0.15	0.11	0.09
	6~9時における年平均値	0.45	0.25	0.25	0.20	0.20	0.19	0.20	0.17	0.12	0.10

イ メタン

<結果>

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大 平	年平均値	1.85	1.88	1.86	1.83	1.86	1.90	1.90	1.91	1.93	1.94
	6~9時における年平均値	1.87	1.90	1.87	1.84	1.87	1.91	1.91	1.92	1.94	1.95

ウ 全炭化水素

<結果>

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大 平	年平均値	2.27	2.11	2.08	2.01	2.03	2.06	2.08	2.06	2.04	2.03
	6~9時における年平均値	2.32	2.15	2.12	2.05	2.06	2.10	2.11	2.08	2.07	2.05

注 表中の単位は、ppmC です。

ppmC とは、炭素原子数を基準として表した ppm 値です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果

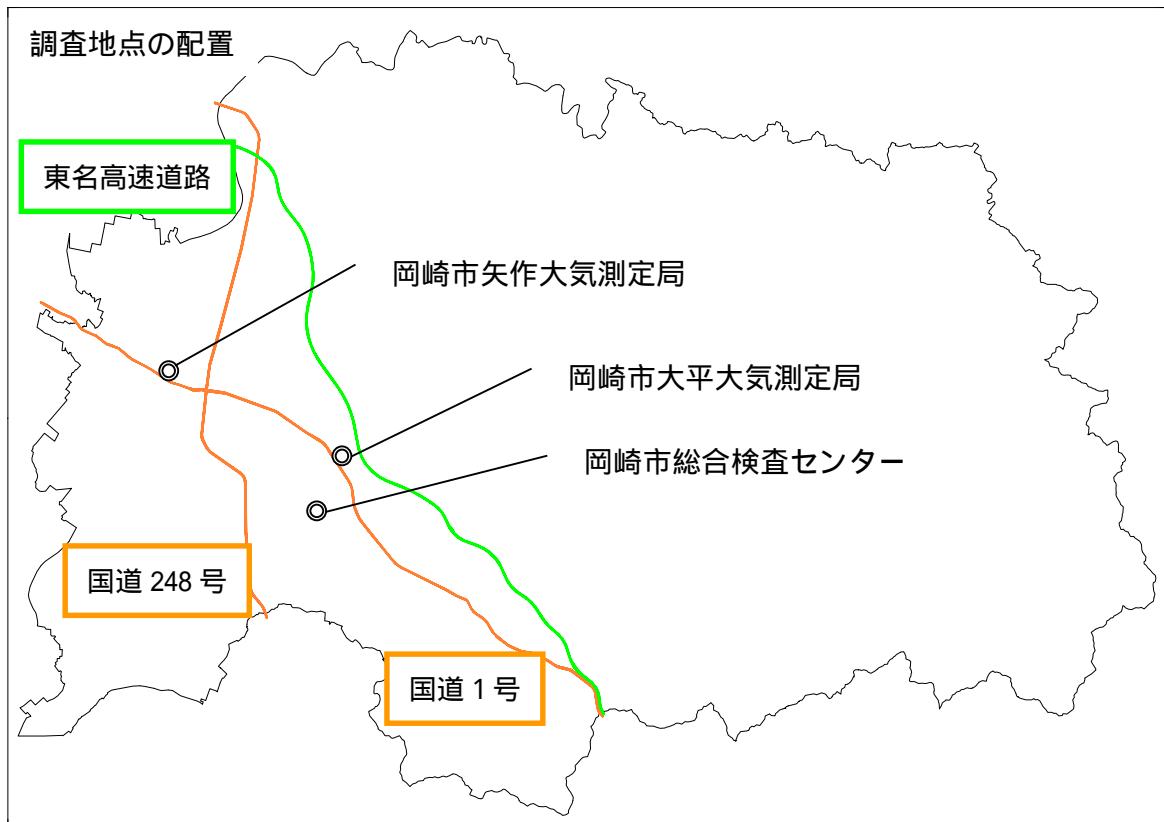
(1) 調査期間

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

(2) 調査地点及び測定項目

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するために、中央環境審議会答申で示された 22 の優先取組物質のうち 21 物質について市内 2 地点で、また、自動車から排出が予想される 6 物質について市内 1 地点で調査を行いました。

調査地点名	所在地
岡崎市総合検査センター	美合町五本松 68-1
岡崎市矢作大気測定局	矢作町馬乗 110-1
岡崎市大平大気測定局	大平町二ノ沢 67



(3) 調査地点の調査対象物質ごとの属性

環境省の「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」(平成25年8月30日 環水大大発第1308304号 以下「ガイドライン」という。)により、各調査地点について、大規模な有害大気汚染物質の発生源により影響を受ける可能性がある場合は「固定発生源周辺」の属性、道路を走行する自動車等からの直接的な影響がある場合は「沿道」の属性を付与しました。

具体的には、調査地点から 5km 以内に特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律に基づく平成 27 年度 PRTR の届出で、ガイドラインに示されている固定発生源とする排出量以上の有害大気汚染物質を大気中に排出している事業者がある場合は、固定発生源周辺の属性を付与しました。

また、幹線道路の道路端から 20m 以内にある調査地点については沿道の属性を付与しました。

なお、各調査地点で、固定発生源周辺属性及び沿道属性を付与しなかった調査対象物質については、一般環境の属性を付与しました。

調査地点の調査対象物質ごとの属性は、下表のとおりです。

(1) 環境基準の達成状況

ア ベンゼン

3 地点いずれも環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.83	1.4	0.24	
	27	0.91	1.8	0.36	
	28	0.72	1.2	0.37	
矢作	28	0.74	1.4	0.44	
大平	26	0.93	1.4	0.55	
	27	1.0	1.4	0.59	
	28	0.83	1.2	0.55	

環境基準	年平均値が $3 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

イ トリクロロエチレン

2 地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.22	1.1	0.013	
	27	0.17	0.48	0.024	
	28	0.15	0.26	0.044	
矢作	28	0.16	0.27	0.024	
大平	26	0.22	1.3	0.016	
	27	0.17	0.53	0.029	

環境基準	年平均値が $200 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

ウ テトラクロロエチレン

2 地点ともに環境基準を達成しました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.047	0.075	0.007	
	27	0.061	0.20	0.015	
	28	0.049	0.091	0.022	
矢作	28	0.055	0.085	0.024	
大平	26	0.042	0.076	0.005	
	27	0.065	0.16	0.015	

環境基準	年平均値が $200\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	---

エ ジクロロメタン

2 地点ともに環境基準を達成しました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	2.9	6.6	0.70	
	27	7.0	21	0.89	
	28	1.9	5.9	0.95	
矢作	28	1.5	3.0	0.69	
大平	26	1.2	1.7	0.65	
	27	1.7	4.1	0.84	

環境基準	年平均値が $150\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	---

(2) 指針値が定められている物質の調査結果

ア アクリロニトリル

2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.0086	0.020	<0.0024	
	27	0.013	0.026	<0.007	
	28	0.012	0.028	<0.0019	
矢作	28	0.015	0.045	<0.0020	
大平	26	0.0086	0.023	<0.003	
	27	0.014	0.044	<0.005	

指針値	年平均値が $2 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

イ 塩化ビニルモノマー

2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.012	0.071	<0.0008	
	27	0.0054	0.014	<0.0025	
	28	0.0071	0.042	<0.0017	
矢作	28	0.0069	0.047	<0.0018	
大平	26	0.0070	0.024	<0.0008	
	27	0.0066	0.031	<0.0025	

指針値	年平均値が $10 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

ウ 水銀及びその化合物

2 地点ともに指針値を下回っていました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
総合検査センター	26	1.4	2.4	0.72	
	27	1.4	2.6	0.83	
	28	1.7	1.9	1.4	
矢作	28	1.7	2.0	1.4	
大平	26	1.4	2.4	0.62	
	27	1.3	2.1	0.70	

指針値	年平均値が 40ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

エ ニッケル化合物

2 地点ともに指針値を下回っていました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
総合検査センター	26	2.6	19	0.22	
	27	0.99	2.6	0.082	
	28	1.1	2.5	0.35	
矢作	28	1.1	2.3	0.42	
大平	26	2.7	15	0.27	
	27	1.6	4.8	0.21	

指針値	年平均値が 25ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

オ クロロホルム

2 地点ともに指針値を下回っていました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.37	1.4	0.12	
	27	0.26	0.47	0.15	
	28	0.21	0.40	0.14	
矢作	28	0.16	0.23	0.11	
大平	26	0.32	1.5	0.095	
	27	0.27	0.53	0.15	

指針値	年平均値が $18 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

カ 1,2-ジクロロエタン

2 地点ともに指針値を下回っていました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.12	0.25	0.040	
	27	0.095	0.15	0.034	
	28	0.090	0.17	0.061	
矢作	28	0.088	0.16	0.056	
大平	26	0.11	0.25	0.038	
	27	0.097	0.16	0.032	

指針値	年平均値が $1.6 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

キ 1,3-ブタジエン

3 地点いずれも指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.045	0.078	0.023	
	27	0.061	0.10	0.015	
	28	0.050	0.15	0.021	
矢作	28	0.056	0.14	0.025	
大平	26	0.096	0.17	0.047	
	27	0.11	0.16	0.043	
	28	0.059	0.12	0.025	

指針値	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

ク ヒ素及びその化合物

2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m^3)	最大値 (ng/m^3)	最小値 (ng/m^3)	達成状況
総合検査センター	26	0.51	1.8	0.082	
	27	0.27	0.52	0.046	
	28	0.41	0.84	0.097	
矢作	28	0.36	0.85	0.11	
大平	26	0.45	1.5	0.045	
	27	0.25	0.47	0.057	

指針値	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

ケ マンガン及びその化合物

2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	26	0.013	0.045	0.0029	
	27	0.012	0.023	0.0020	
	28	0.0087	0.023	0.0025	
矢作	28	0.0066	0.014	0.0035	
大平	26	0.010	0.044	0.0015	
	27	0.0099	0.019	0.0032	

指針値	年平均値が $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

(6) その他の物質

ア 挥発性有機化合物

<結果>

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			平成 26 年度全国調査 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	総合検査センター	矢作	大平	平均値	最小値	最大値
酸化ヒチレン	0.057	0.060	-	0.083	0.032	1.0
塩化メチル	1.3	1.2	-	1.5	0.13	8.5
トルエン	4.3	5.5	4.3	7.4	0.49	70

イ アルデヒド類

<結果>

物質名	年平均値 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)			平成 26 年度全国調査 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)		
	総合検査センター	矢作	大平	平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	7.8	6.7	6.0	2.1	0.63	8.9
ホルムアルデヒド	2.5	2.7	2.3	2.6	0.91	10

ウ 金属類

<結果>

物質名	年平均値 (ng/m^3)		平成 26 年度全国調査 (ng/m^3)		
	総合検査センター	矢作	平均値	最小値	最大値
クロム及びその化合物	2.3	2.6	5.3	0.46	45
ベリリウム及びその化合物	0.0073	0.0053	0.020	0.0021	0.15

エ 多環芳香族化合物

<結果>

物質名	年平均値 (ng/m^3)			平成 26 年度全国調査 (ng/m^3)		
	総合検査センター	矢作	大平	平均値	最小値	最大値
ベンゾ[a]ピレン	0.066	0.091	0.080	0.18	0.022	1.4

備考 年平均値は、測定値が検出下限値未満の場合は、その値に 1/2 を乗じた値を用いて算出しています。

平成 26 年度全国調査結果は「有害大気汚染物質モニタリング調査結果」(環境省ホームページ)によります。

[用語解説]

環境基準

環境基本法第16条に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。」と規定されており、この基準を環境基準といいます。

指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ppm

parts per million の略。100万分中の幾つであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。

大気汚染では、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれている状態を1 ppmで表します。

二酸化硫黄 (SO_2)

重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分です。

無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり植物を枯らしたりするといわれています。

二酸化窒素 (NO_2)

窒素と酸素の化合物の代表的なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。

赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

一酸化炭素 (CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。

発生源は、自動車によるものが多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。

人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

SPMは、Suspended Particulate Matterの略。大気中に浮遊する粒子状物質であってその直径が $10\mu\text{m} = (1/100)\text{ mm}$ 以下のものをいいます。

発生源は、工場、自動車、家庭等人為由來のもののほか、土壤の舞い上がりや海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由來のもの、燃焼等に伴い排出された SO_x や NO_x 、炭化水素などから大気中で生成する二次粒子や煙突から排出されたガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれています。

微小粒子状物質（PM2.5）

PM2.5 の PM は、Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直徑が $2.5 \mu\text{m} = (2.5/1000) \text{ mm}$ 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する 1 次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した 2 次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていたことが報告されています。

光化学オキシダント（ O_x ）

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるものですが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。

高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、視程障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれています。

非メタン炭化水素

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもので、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。主な発生源は、工場・事業場、自動車などです。昭和 51 年 8 月 13 日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する、午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。」としています。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも 1 % 程度含まれています。

特有の芳香性を持つ水より軽い無色の液体で、水には溶けにくいが有機溶媒にはよく溶けます。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定です。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化工チレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

無色の水より重い液体でクロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

無色の液体で、エーテルのような臭いがあります。高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巣毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

マウスについては発がん性が明らかですが、人については可能性を完全には除去できないが可能性は小さいとされています。

アクリロニトリル

シアン化ビニルとも呼ばれ、アクリル系合成繊維、合成ゴム、アクリルニトリル系樹脂、接着剤等の原料として使用されています。

甘味臭を有する無色の液体で引火性があり、水並びにアセトン、ベンゼン等の有機溶剤に可溶です。催眠性があり、皮膚や目を刺激します。蒸気吸入及び皮膚吸収により神経系、呼吸器系、消化器系等の障害として現れます。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成15年9月30日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $2.0\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

塩化ビニルモノマー

クロロエチレンとも呼ばれ、ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されています。

空気の2.2倍重い気体で、エタノールに溶け、水にも僅かに溶けます。

目を刺激し、液体が皮膚につくと凍傷を起こします。発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成15年9月30日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $10\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

水銀及びその化合物

金属水銀のほかに塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれますが、一般大気環境中では大部分が金属水銀（水銀蒸気）として存在しています。なお、水銀は、金属光沢を有する液体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されています。

皮膚や目を刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル水酸化物、ニッケル硫化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれます。ステンレスの原料やメッキなどに使用されています。

発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

クロロホルム

トリクロロメタンとも呼ばれ、フッ素系冷媒やフッ素樹脂の原料、医薬品（消毒剤）、ゴムやロウなどの溶剤、抽出溶媒等に用いられます。また、上下水道水の塩素処理によっても発生します。

揮発性を有する無色透明の液体で蒸気には甘みがあり、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,2-ジクロロエタン

塩化工チレン、二塩化工チレンとも呼ばれ、塩化ビニル等の合成原料、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤、ビタミン抽出剤、燻蒸剤などに用いられます。

クロロホルム同様の臭気がある無色油状の液体で、揮発性が高く、引火性があります。また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,3-ブタジエン

合成ゴム及び樹脂の原料として広く用いられています。

無色の気体で可燃性が強く、化学反応性に富み、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

ヒ素及びその化合物

殺虫剤や薬剤などのほか、合金や半導体の材料としても用いられています。毒性があり、頭痛、麻痺、呼吸困難、下痢などの急性中毒を引き起こします。また、体内への蓄積性があり、肝臓障害、色素沈着などの慢性中毒や、発がん性も指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 22 年 10 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $6 \text{ ng}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

マンガン及びその化合物

マンガン及びその化合物(金属マンガン、二酸化マンガン、過マンガン酸カリウム等)は、合金の原料、マンガン乾電池の電極、酸化剤等に用いられています。マンガンは必須微量元素であり、マンガンが欠乏すると皮膚炎、毛髪の障害、低コレステロール血症などが起きます。その一方で経口又は吸入経路でマンガンに多量に曝露されると記憶障害、歩行障害、言語障害などの症状がみられます。

平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、愛知県知事が定めた平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画により岡崎市が行った調査（以下「県測定計画調査」という。）及び県測定計画調査以外の公共用水域及び地下水の定期的調査（以下「市独自調査」という。）の結果は、下記のとおりです。

記

第 1 公共用水域水質調査結果

1 調査期間

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

2 調査項目

(1) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目）

カドミウム、全シアン、鉛等 27 項目

(2) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準項目）

生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、全窒素、全燐、
水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アル
キルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)）等 12 項目

3 調査地点（河川）

(1) 健康項目：41 地点

・県測定計画調査：8 地点（環境基準点：6 地点、補助点：2 地点）

・市独自調査：33 地点（類型指定地点₁：6 地点、その他地点₂：27 地点）

(2) 生活環境項目 (BOD 等に関するもの)：41 地点

・県測定計画調査：8 地点

・市独自調査：33 地点

(3) 生活環境項目（水生生物の保全に関するもの）：41 地点

・県測定計画調査：8 地点

・市独自調査：33 地点

1 水域類型が指定されている水域で県測定計画調査 8 地点を除く地点

2 水域類型が指定されていない水域の地点

4 調査結果の概要

(1) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目）

カドミウム、全シアン、鉛等 27 項目について、41 地点で調査を実施した結
果、全地点の全項目において環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目）

水域類型が指定されている 6 河川 7 水域（県測定計画調査：5 地点、市独自

調査：2地点の4項目(pH,BOD,SS及びDO)を評価した結果、下記のとおり全地点で、環境基準を達成しました。

市内全地点のBOD75%値については、別表等を参照してください。

**生活環境項目（生活環境の保全に関するもの）の環境基準適合状況
(県測定計画調査：5地点)**

水域名(地点名)	巴川(細川頭首工)						A類型	
項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否	
pH	6.5～8.5	7.2	0/12	6.8	0/12	7.1	0/12	
BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.5		0.7		1.1		
SS(mg/ℓ)	25以下	2	0/12	3	0/12	2	0/12	
DO(mg/ℓ)	7.5以上	9.8	1/12	9.9	0/12	9.8	0/12	
水域名(地点名)	乙川上流(岡崎市上水道取入口)						A類型	
検査項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否	
pH	6.5～8.5	7.2	0/12	6.9	0/12	7.1	0/12	
BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.7		0.7		1.3		
SS(mg/ℓ)	25以下	2	0/12	2	0/12	1	0/12	
DO(mg/ℓ)	7.5以上	10	0/12	10	0/12	10	0/12	
水域名(地点名)	乙川下流(占部用水取入口)						B類型	
項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否	
pH	6.5～8.5	7.3	0/12	7.0	0/12	7.4	0/12	
BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	0.9		0.8		1.6		
SS(mg/ℓ)	25以下	4	0/12	2	0/12	3	0/12	
DO(mg/ℓ)	5以上	9.9	0/12	9.8	0/12	9.7	0/12	
水域名(地点名)	男川(学校橋)						A類型	
検査項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否	
pH	6.5～8.5	7.3	0/12	7.0	0/12	7.3	0/12	
BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	<0.5		<0.5		1.2		
SS(mg/ℓ)	25以下	2	0/12	1	0/12	1	0/12	
DO(mg/ℓ)	7.5以上	10	0/12	10	0/12	10	0/12	
水域名(地点名)	雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)						A類型	
項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否	
pH	6.5～8.5	7.1	0/12	6.9	0/12	7.1	0/12	
BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	<0.5		<0.5		0.9		
SS(mg/ℓ)	25以下	2	0/12	2	0/12	1	0/12	
DO(mg/ℓ)	7.5以上	10	0/12	10	0/12	10	0/12	

(市独自調査：2地点)

水域名(地点名)	矢作川下流(美矢井橋)					B類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度
pH	6.5～8.5	7.2	0/4	6.9	0/4	7.0	0/4
BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	0.6		0.5		0.8	
SS(mg/ℓ)	25以下	7	0/4	7	0/4	2	0/4
DO(mg/ℓ)	5以上	7.8	0/4	9.4	0/4	9.5	0/4

水域名(地点名)	鹿乗川(東鹿乗川橋)					C類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度
pH	6.5～8.5	7.1	0/12	6.9	0/12	7.1	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)	5以下	2.0		1.9		2.5	
SS(mg/ℓ)	50以下	9	0/12	12	0/12	10	0/12
DO(mg/ℓ)	5以上	7.8	0/12	8.0	0/12	7.7	0/12

(注)pH, SS 及び DO の各年度は平均値を、適否は基準に適合しない割合(日数)を示す。

(3) 生活環境項目(水生生物の保全に関する環境基準が設定されている項目)

水域類型が指定されている6河川8水域(県測定計画調査：6地点、市独自調査：2地点)で全亜鉛を、水域類型が指定されている4河川6水域(県測定計画調査：6地点)でノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)を評価した結果、下記のとおり、全地点で環境基準を達成しました。

生活環境項(水生生物の保全に関するもの)の環境基準適合状況
(県測定計画調査：6地点)

水域名(地点名)	巴川(細川頭首工)					生物B類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度
全亜鉛(mg/ℓ)	0.03以下	0.002		0.001		0.001	
ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002以下	0.00007		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/ℓ)	0.05以下	0.0012		0.0008		0.0011	

水域名(地点名)	乙川(ア)(乙川天神橋)					生物A類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度
全亜鉛(mg/ℓ)	0.03以下	0.001		0.001		0.001	
ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.001以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	

	LAS (mg/ℓ)	0.03 以下	0.0020		0.0009		0.0015	
水域名(地点名)	乙川(イ)(岡崎市上水道取入口)					生物B類型		
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.003		0.003		0.003	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	0.0043		0.0019		0.0030	
水域名(地点名)	乙川(イ)(占部用水取入口)					生物B類型		
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.005		0.005		0.005	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	0.0044		0.0023		0.0037	
水域名(地点名)	男川(学校橋)					生物B類型		
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.002		0.002		0.002	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	0.00007		<0.00006		<0.00006	
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	0.0028		0.0007		0.0010	
水域名(地点名)	雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)					生物B類型		
	検査項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.001		0.001		0.001	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	0.0013		0.0006		0.0012	

(市独自調査：2地点)

	水域名(地点名)	矢作川(美矢井橋)					生物B類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.004		0.003		0.022	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	-	-	-	-	-	-
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	-	-	-	-	-	-
	水域名(地点名)	鹿乗川(東鹿乗川橋)					生物B類型	
	項目	基準値	26年度	適否	27年度	適否	28年度	適否
	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03 以下	0.018		0.017		0.014	
	ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002 以下	-	-	-	-	-	-
	LAS(mg/ℓ)	0.05 以下	-	-	-	-	-	-

別 表

平成 28 年度 市内河川の B O D 75% 値一覧

番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/l)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/l)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/l)
1	巴川・細川頭首工 (A類型)	1.1	2	乙川上流・岡崎市上水道取入口(A類型)	1.3	3	乙川下流・占部用水取入口(B類型)	1.6
4	男川・学校橋(A類型)	1.2	5	男川・南部簡易水道浄水場取入口 (A類型)	1.0	6	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋(A類型)	0.9
7	雨山川及び乙女川下流・万足上橋(A類型)	0.9	8	乙川上流・乙川天神橋 (A類型)	1.0	9	矢作川下流・葵大橋 (B類型)	1.0
10	矢作川下流・美矢井橋 (B類型)	0.8	11	郡界川・長沢橋	1.2	12	郡界川・郡界橋	1.2
13	霞川・坂下橋	1.4	14	北斗川・北斗橋	2.3	15	於御所川・西藏前町矢作川合流点	1.6
16	乙川上流・梁野橋 (A類型)	1.7	17	乙川下流・吹矢橋 (B類型)	2.3	18	早川・八帖町乙川合流点	3.3
19	伊賀川・竹千代橋	1.9	20	伊賀川・稻熊橋	2.3	21	真福寺川・御蔵橋	1.7
22	青木川・新青木橋	1.9	23	六斗目川・大平町乙川合流点	1.8	24	広田川・中島橋	2.1
25	山綱川・美合町乙川合流点	1.5	26	竜泉寺川・河原橋	1.6	27	竜泉寺川・黒橋	1.5
28	大高味川・水戸野橋	2.1	29	鉢地川・落合橋	1.6	30	夏山川・北岡橋	1.1
31	鳥川・山下橋	0.9	32	安藤川・次郎兵衛橋	2.6	33	占部川・定国橋	1.8
34	砂川・下西野橋	2.2	35	鹿乗川・御用田橋 (C類型)	2.1	36	鹿乗川・東鹿乗川橋 (C類型)	2.5
37	更沙川・栄町乙川合流点	1.9	38	前川・柴原橋	1.0	39	青木川・川向橋	1.5
40	神田支川・木橋	2.8	41	前田川・青木川合流点 手前	3.2			

(注1) 地点名の後に(類型)の記載がない地点は、水域類型の指定がない地点

(注2) 番号1~8の8地点は県測定計画調査地点

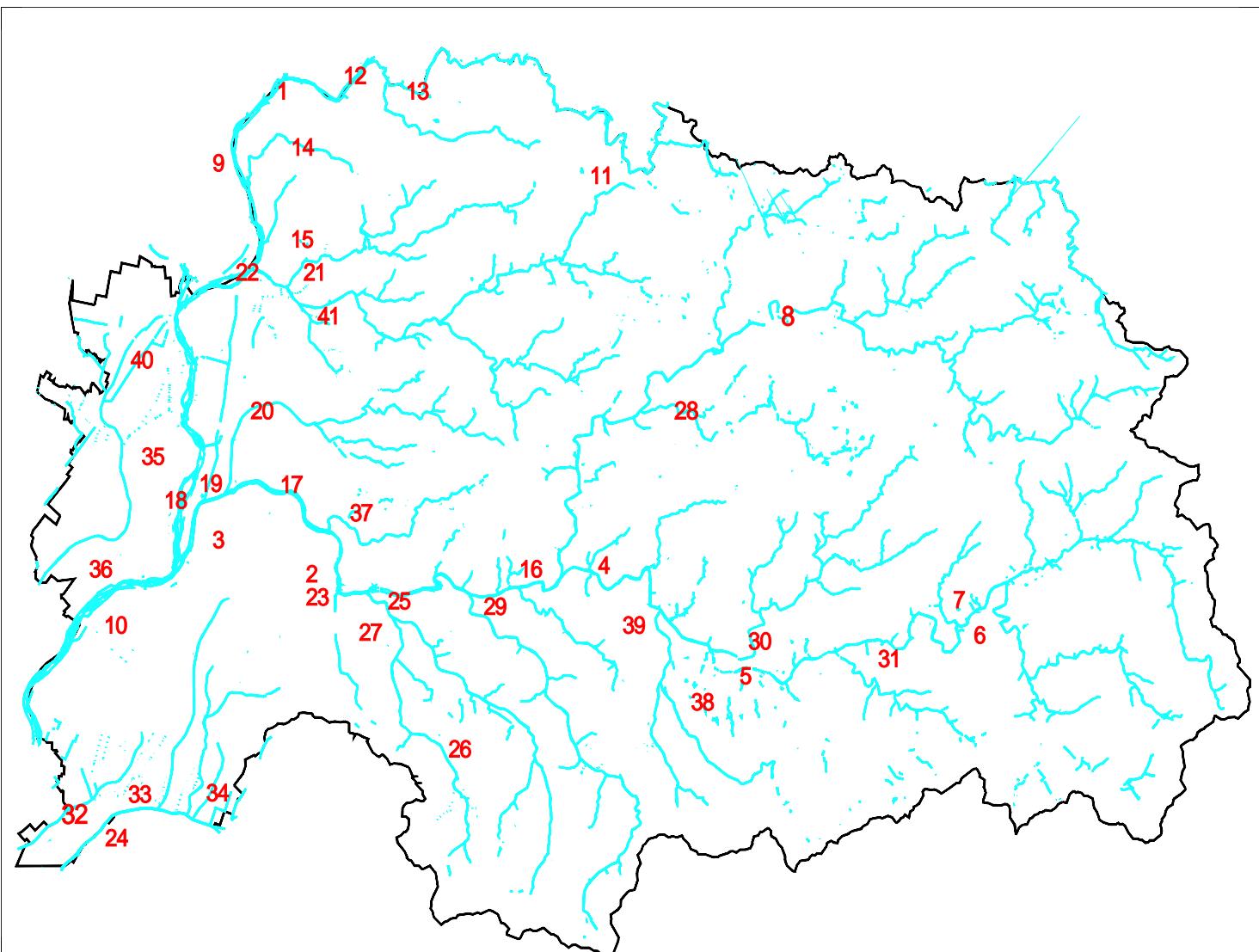
(注3) 番号9、10、16、17、35及び36の6地点は市独自調査で水域類型の指定がある地点

(注4) 上記番号以外の27地点は市独自調査で水域類型の指定がない地点

(注5) 類型区分は下記のとおり。市内河川では、AA類型、D類型及びE類型の河川はありません。

類型区分	AA類型	A類型	B類型	C類型	D類型	E類型	類型なし
環境基準値 (B O D 75% 値)	1 mg/l	2 mg/l	3 mg/l	5 mg/l	8 mg/l	10 mg/l	基準なし

市内河川のBOD75%値 調査地点図



区分	BOD 値(mg/ℓ)	地点数	標準的な川の様子
	~2.0	29	藻が少なく、澄んでいる。
	2.1~5.0	12	藻が多くなるが、比較的澄んでいる。

過去 5 年の経年変化

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調査地点数	41 地点	41 地点	39 地点	37 地点	41 地点
BOD75%値が 2.1 mg/ℓ 以上の地点数	6 地点	6 地点	4 地点	6 地点	12 地点

第2 地下水調査結果

1 調査期間

平成28年4月から平成29年3月まで

2 調査の概要

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、市内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から、新たな調査井戸を選定して調査を行いました。

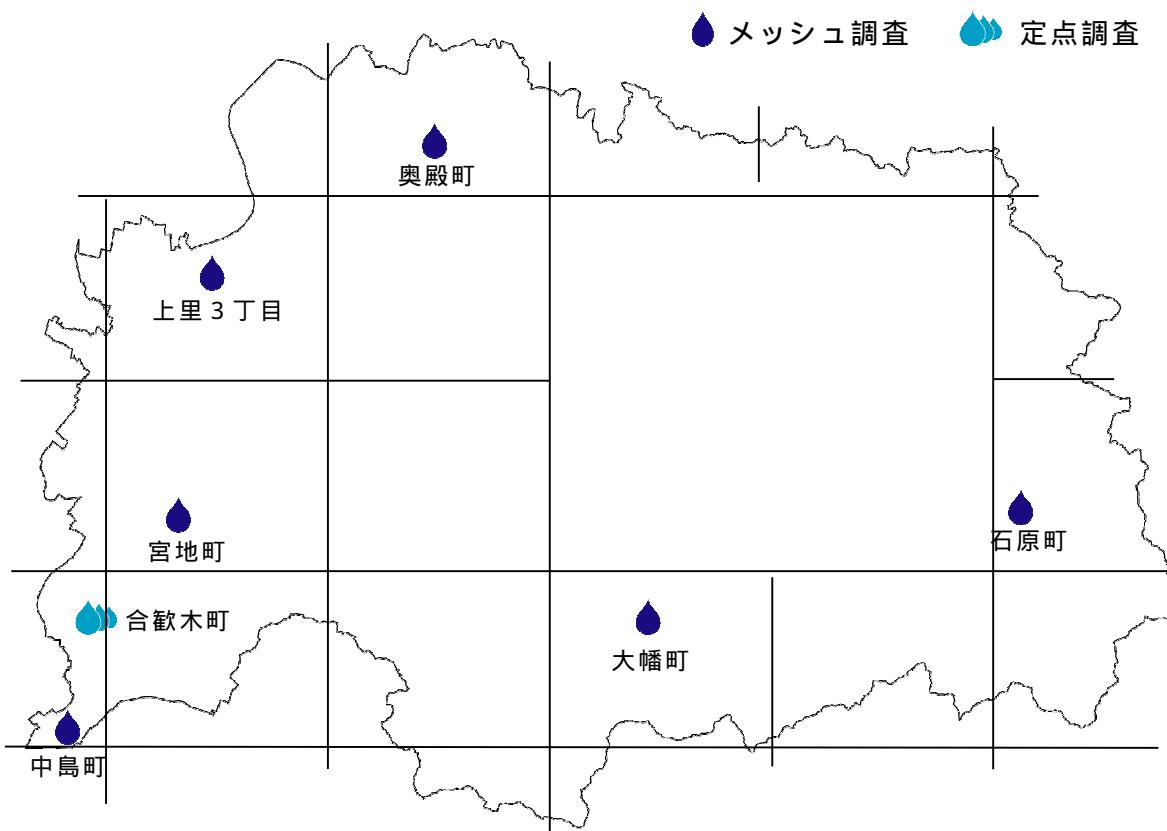
カドミウム、鉛等28項目について、6地点で調査を行い、5地点で環境基準を達成、1地点で環境基準を超過しました。

イ 定点調査

長期的な観点から地下水質の経年変化を把握するために、市内の代表的な地点において継続的に調査を行っています。

カドミウム、鉛等28項目について、1地点で調査を行い、環境基準を達成しました。

<調査地点図>



(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業所からの報告等により、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認し、汚染原因を究明するために実施しています。

ア 概況調査により判明した汚染

宮地町地内で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について1地点で環境基準の超過がありました。周辺の井戸調査を行いましたが、環境基準の超過はなく、汚染範囲は限定的なものと考えられます。今後、環境基準を超過した発端井戸で継続的に監視してまいります。

平成28年度汚染井戸周辺地区調査

汚染判明 地点	汚染 内容	項目	調査 井戸数	環境基準 超過井戸数
宮地町	地下水	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	8	0

発端井戸の再調査を含む。

イ 事業者からの報告等により判明した汚染

事業者からの報告等により判明した土壤・地下水汚染への対応として、周辺の井戸調査を行いましたが、環境基準の超過はありませんでした。

平成28年度汚染井戸周辺地区調査

汚染判明 地点	汚染 内容	項目	調査 井戸数	環境基準 超過井戸数
美合町	土壤・地 下水	鉛	7	0
		ふつ素	7	0
		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	7	0
		1,1ジクロロエチレン	7	0
		1,2ジクロロエチレン	7	0
		ジクロロメタン	7	0
		1,1,1トリクロロエタン	7	0
		トリクロロエチレン	7	0
鴨田町	土壤・地 下水	全シアン	12	0
		六価クロム	12	0
		ほう素	12	0
渡・筒針町	土壤	ひ 砒素	4	0
		ふつ素	4	0

奥殿町	土壤	ひ 砒素	5	0
-----	----	---------	---	---

(3) 定期モニタリング（継続監視）調査

これまでの測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明した地下水の汚染地域において、汚染の動向と浄化対策の改善効果の確認などを目的として、継続的にモニタリングを実施しています。

過去の調査で環境基準を超過した 44 地点で継続調査を行い、32 地点で環境基準を達成、12 地点で環境基準を超過しました。

平成 28 年度定期モニタリング（継続監視）調査

（環境基準超過地点について抜粋）

調査地点	項目	超過濃度範囲 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
伝馬通 5 丁目	トリクロロエチレン	0.051	0.01
大平町	テトラクロロエチレン	0.015	0.01
細川町		0.029 ~ 0.041	
祐金町		0.031	
島坂町	クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.0061	0.002
板田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	34	10
井田町		14	
上地町		12	
細川町		15 ~ 20	
竜泉寺町		11	

第 3 今後の対応

引き続き、常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、水質汚濁防止法に基づき、事業者への指導、環境基準の達成・維持に努めていきます。

平成 28 年度 騒音・振動調査結果について

第 1 自動車騒音・道路交通振動調査

1 調査目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

ア 自動車騒音環境基準

市内 17 路線 44 評価区間（総延長距離 122.3km）

・ 東名高速道路	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 18.9km）
・ 国道 1 号	・ ・ ・	6 区間（評価区間の延長 17.0km）
・ 国道 248 号	・ ・ ・	8 区間（評価区間の延長 15.1km）
・ 県道岡崎環状線	・ ・ ・	4 区間（評価区間の延長 13.6km）
・ 県道岡崎足助線	・ ・ ・	3 区間（評価区間の延長 10.9km）
・ 県道岡崎碧南線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 4.0km）
・ 県道岡崎西尾線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 4.2km）
・ 県道岡崎刈谷線	・ ・ ・	4 区間（評価区間の延長 7.8km）
・ 県道桜井岡崎線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 5.6km）
・ 県道桑谷柱線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 3.4km）
・ 県道市場福岡線	・ ・ ・	3 区間（評価区間の延長 2.1km）
・ 県道南大須鴨田線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 1.3km）
・ 県道東大見岡崎線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 4.4km）
・ 県道熊味岡崎線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 1.1km）
・ 県道岡崎幸田線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 6.5km）
・ 市道伝馬町線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 4.4km）
・ 市道日名橋線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 2.0km）

イ 自動車騒音及び道路交通振動要請限度

平成 28 年度に測定調査を実施した路線は以下のとおりです。

・ 国道 1 号	・ ・ ・	7 地点
・ 県道岡崎環状線	・ ・ ・	4 地点
・ 県道岡崎刈谷線	・ ・ ・	3 地点
・ 県道桜井岡崎線	・ ・ ・	2 地点
・ 県道桑谷柱線	・ ・ ・	1 地点
・ 県道市場福岡線	・ ・ ・	2 地点
・ 県道熊味岡崎線	・ ・ ・	1 地点
・ 国道 473 号	・ ・ ・	1 地点

計 21 地点

(3) 調査方法

ア 自動車騒音環境基準

「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定めるところによります。

イ 自動車騒音要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に定めるところによります。

ウ 道路交通振動要請限度

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 自動車騒音環境基準

ア 評価区間全体

17路線44評価区間(総延長距離122.3km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は92.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	20,533	19,021	92.6
昼間		19,805	96.5
夜間		19,052	92.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

イ 東名高速道路

2評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は70.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,348	954	70.8
昼間		1,232	91.4
夜間		954	70.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ウ 国道1号

6評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は91.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,427	2,228	91.8
昼間		2,320	95.6
夜間		2,228	91.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

工 国道 248 号

8 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 86.4%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,106	1,819	86.4
昼間		1,901	90.3
夜間		1,820	86.4

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

才 県道岡崎環状線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 81.3%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,785	2,263	81.3
昼間		2,561	92.0
夜間		2,264	81.3

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

力 県道岡崎足助線

3 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 98.2%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,049	2,013	98.2
昼間		2,016	98.4
夜間		2,036	99.4

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

キ 県道岡崎碧南線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 99.9%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	941	940	99.9
昼間		940	99.9
夜間		941	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ク 県道岡崎西尾線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	808	808	100
昼間		808	100
夜間		808	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ケ 県道岡崎刈谷線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は93.2%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	971	905	93.2
昼間		942	97.0
夜間		906	93.3

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

コ 県道桜井岡崎線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は96.1%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,011	972	96.1
昼間		976	96.5
夜間		972	96.1

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

サ 県道桑谷柱線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	977	975	99.8
昼間		975	99.8
夜間		975	99.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

シ 県道市場福岡線

3 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	552	552	100
昼間		552	100
夜間		552	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ス 県道南大須鴨田線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.0%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	395	391	99.0
昼間		393	99.5
夜間		393	99.5

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

セ 県道東大見岡崎線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は98.1%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	836	820	98.1
昼間		826	98.8
夜間		823	98.4

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ソ 県道熊味岡崎線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	276	276	100
昼間		276	100
夜間		276	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

タ 県道岡崎幸田線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,748	1,745	99.8
昼間		1,745	99.8
夜間		1,746	99.9

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

チ 市道伝馬町線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,297	1,295	99.8
昼間		1,296	99.9
夜間		1,296	99.9

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ツ 市道日名橋線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	560	558	99.6
昼間		558	99.6
夜間		558	99.6

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

- (2) 自動車騒音要請限度（調査地点別の結果については別表1参照）

21 地点で調査を行い、昼間の時間帯については全ての調査地点で要請限度を下回りましたが、夜間の時間帯については1地点（宇頭北町1丁目）で要請限度を超過しました。

- (3) 道路交通振動要請限度（調査地点別の結果については別表2参照）

21 地点で調査を行い、全ての調査地点で要請限度を下回りました。

4 今後の対応

国道1号については、環境施設帯の設置や低騒音舗装等の道路構造対策などの取組が推進されています。

その他の主要幹線道路も含め、引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

第2 新幹線鉄道騒音・振動調査

1 調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年環大特第32号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2 調査内容

- (1) 調査年月日

平成28年10月19日、20日

- (2) 調査地点

市内の定点4か所（各2地点：軌道の中心から25m及び50mの地点）

- (3) 調査方法

ア 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、「新幹線鉄道騒音に係る環

境基準について」（昭和 50 年環大特第 100 号環境庁大気保全局長通知）及び「新幹線鉄道騒音・評価マニュアル」（平成 22 年環水大自発第 100517001 号）に定めるところによります。

イ 振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 騒音

正名町及び上三ツ木町については、25m、50m 地点いずれも環境基準を達成しましたが、福桶町及び合歓木町の 25m、50m 地点はいずれも環境基準を達成することができませんでした。

(2) 振動

全ての調査場所各地点で振動対策指針値を下回りました。

(3) 調査結果表

年度	騒音 (70dB)				振動 (70dB)			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
軌道中央からの距離 (m)	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	70	69	68	67	65	61	64	60
上三ツ木町	70	68	70	67	69	58	65	60
福桶町	74	72	74	73	58	56	59	57
合歓木町	75	72	71	71	66	67	65	65

4 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は、騒音・振動対策として騒音レベルが比較的小さい新型車両への置き換え、防音壁の設置及び改良、レール削正などを実施しています。

本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

別表1 平成28年度自動車騒音調査結果（要請限度）

整理番号	調査地点	調査期間	調査対象道路		測定値 (dB)		要請限度 (dB)	
			路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡崎市本宿町	6/1~6/3	一般国道1号	4	64	62	75	70
2	岡崎市岡町	10/4~10/7	一般国道1号	4	69	66		
3	岡崎市大平町	7/1~7/6	一般国道1号	4	70	67		
4	岡崎市菅生町	7/1~7/6	一般国道1号	4	65	63		
5	岡崎市康生町	6/14~6/17	一般国道1号	4	62	59		
6	岡崎市矢作町	7/1~7/5	一般国道1号	4	65	63		
7	岡崎市宇頭北町1丁目	6/10~6/15	一般国道1号	4	74	72		
8	岡崎市美合町	6/1~6/3	県道岡崎刈谷線	2	69	66		
9	岡崎市上和田町	11/4~11/9	県道岡崎刈谷線	4	72	67		
10	岡崎市東牧内町	11/28~11/30	県道岡崎刈谷線	2	69	66		
11	岡崎市北野町	11/15~11/17	県道岡崎環状線	2	68	65		
12	岡崎市大樹寺町2丁目	11/15~11/17	県道岡崎環状線	6	68	64		
13	岡崎市小呂町3丁目	11/28~11/30	県道岡崎環状線	6	71	68		
14	岡崎市上地4丁目	10/4~10/7	県道岡崎環状線	4	70	64		
15	岡崎市土井町	11/4~11/9	県道櫻井岡崎線	2	68	64		
16	岡崎市天白町	11/4~11/9	県道櫻井岡崎線	2	68	64		
17	岡崎市緑丘1丁目	10/4~10/7	県道桑谷柱線	2	64	59		
18	岡崎市井内町	10/18~10/20	県道熊味岡崎線	2	61	53		
19	岡崎市上地1丁目	10/18~10/20	県道市場福岡線	4	65	59		
20	岡崎市福岡町	10/18~10/20	県道市場福岡線	4	64	58		
21	岡崎市上衣文町	6/2~6/6	一般国道473号	2	63	56		

別表2 平成28年度道路交通振動調査結果（要請限度）

整理番号	調査地点	調査年月日	調査対象道路		測定値(dB)		要請限度(dB)	
			路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡崎市本宿町	6/2	一般国道1号	4	37	35	70	65
2	岡崎市岡町	10/4	一般国道1号	4	33	33		
3	岡崎市大平町	7/6	一般国道1号	4	44	40		
4	岡崎市菅生町	7/5	一般国道1号	4	30	27		
5	岡崎市康生町	6/10	一般国道1号	4	41	38		
6	岡崎市矢作町	7/4	一般国道1号	4	43	41		
7	岡崎市宇頭北町1丁目	6/10	一般国道1号	4	46	42	65	60
8	岡崎市美合町	6/2	県道岡崎刈谷線	2	43	36	70	65
9	岡崎市上和田町	11/7	県道岡崎刈谷線	4	42	37		
10	岡崎市東牧内町	11/29	県道岡崎刈谷線	2	44	38		
11	岡崎市北野町	11/29	県道岡崎環状線	2	38	35		
12	岡崎市大樹寺町2丁目	11/15	県道岡崎環状線	6	45	40		
13	岡崎市小呂町3丁目	11/17	県道岡崎環状線	6	36	33		
14	岡崎市上地4丁目	10/7	県道岡崎環状線	4	40	32	65	60
15	岡崎市土井町	11/7	県道櫻井岡崎線	2	41	35		
16	岡崎市天白町	11/9	県道櫻井岡崎線	2	31	<25		
17	岡崎市緑丘1丁目	10/6	県道桑谷柱線	2	32	<25		
18	岡崎市井内町	10/20	県道熊味岡崎線	2	30	<25		
19	岡崎市上地1丁目	10/18	県道市場福岡線	4	35	29		
20	岡崎市福岡町	10/18	県道市場福岡線	4	40	33	70	65
21	岡崎市上衣文町	6/6	一般国道473号	2	<25	<25		

参 考

1 自動車騒音に係る基準

(1) 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

地 域 類 型			環 境 基 準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第1種低層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第2種低層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
B	第1種住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第2種住居地域		夜間	60dB 以下	
	準住居地域				
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) 備考参照
	商業地域		夜間	60dB 以下	
	準工業地域				
	工業地域				

備 考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は、4車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

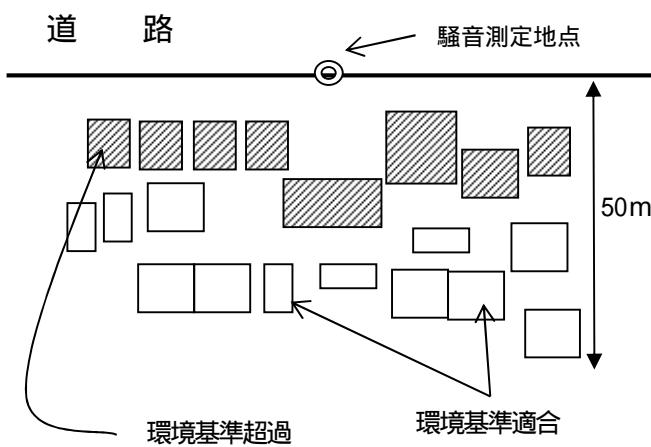
注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

~環境基準の面的評価とは~

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

備考 等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住宅等の騒音レベルを推計します。

$$\text{達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}}$$

$$= 60\%$$

環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握します。

(2) 要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地 域 区 分		要 請 限 度 (L _{Aeq})				
		時 間 帯	道 路 に 面 す る 区 域		幹 線 交 通 を 担 う 道 路 に 近 接 す る 空 間	
			1 車 線	2 車 線 以 上		
a	第1種低層住居専用地域	昼 間	65dB	70dB	昼 間 75dB	
	第2種低層住居専用地域					
	第1種中高層住居専用地域	夜 間	55dB	65dB		
	第2種中高層住居専用地域					
b	第1種住居地域	昼 間	65dB	75dB	夜 間 70dB	
	第2種住居地域					
	準住居地域	夜 間	55dB	70dB		
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域					
c	近隣商業地域	昼 間	75dB		(全 地 域 共 通)	
	商業地域					
	準工業地域	夜 間	70dB			
	工業地域					

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2 道路交通振動に係る基準

(1) 要請限度

振動規制法第16条第1項の規定に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地 域 区 分		要 請 限 度 (L10)	
		昼間	夜間
1	第1種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注1 L10とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

注2 時間の区分は、昼間は7時から20時、夜間は20時から翌朝7時

3 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針

(1) 新幹線鉄道騒音環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示 46 号）

地 域 類 型	環 境 基 準
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB 以下

(2) 新幹線鉄道振動指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）

- ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

(1) 騒音

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

(2) 振動

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

平成 28 年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壤の汚染の状況の調査を実施しました。

1 大気環境

調査を行った 3 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

2 水環境

(1) 河川水質及び底質

調査を行った 4 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

(2) 地下水

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

3 土壤

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

4 調査結果

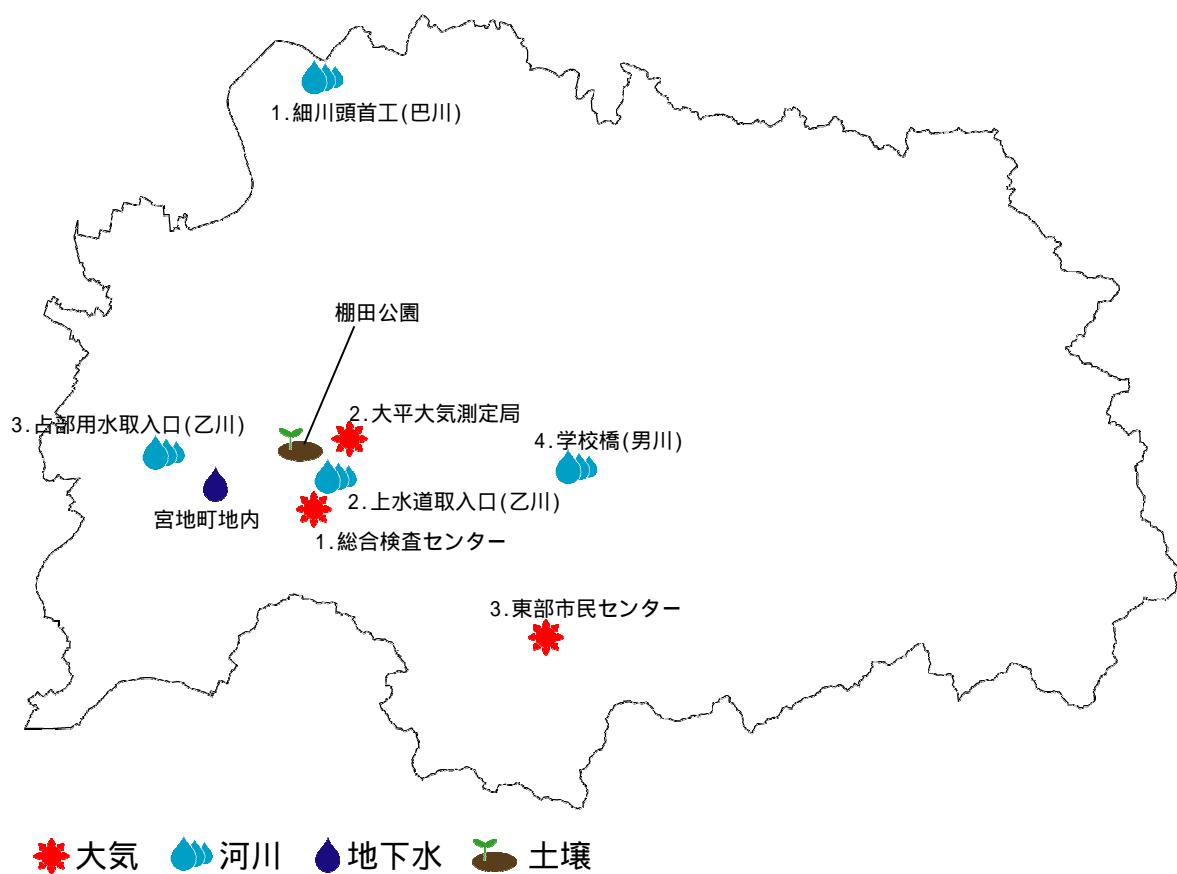
調査媒体	調査地點			調査結果				
	調査年月日			春季	夏季	秋季	冬季	年平均
大気	H28 5.11 ~ 5.18	H28 7.27 ~ 8.3	H28 10.12 ~ 10.19	H29 1.18 ~ 1.25				
1	岡崎市総合検査センター	美合町	0.038	0.0068	0.013	0.012	0.017	
2	岡崎市大平大気測定局	大平町	0.0092	0.024	0.019	0.010	0.016	
3	岡崎市東部市民センター	山綱町	0.0073	0.012	0.0093	0.0096	0.0096	
河川水質及び底質	調査年月日	水質	底質					
1	巴川	細川頭首工		0.083		0.095		
2	乙川上流	岡崎市上水道取入口		0.24		0.75		
3	乙川下流	占部用水取入口		0.13		0.27		
4	男川	学校橋		0.17		0.43		
地下水	宮地町地内	H28.7.28		0.030				
土壤	棚田公園	竜美台 1 丁目	H28.7.28		0.024			

※ 単位：大気 pg-TEQ/m³、水質及び地下水 pg-TEQ/l、底質及び土壤 pg-TEQ/g

5 環境基準

調査媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
河川水質	1 pg-TEQ/ℓ 以下
河川底質	150 pg-TEQ/g 以下
地下水	1 pg-TEQ/ℓ 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

6 調査地点図



平成 28 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、大気基準適用施設からの排出ガス中のダイオキシン類検査を実施しました。

1 大気基準適用施設からの排出ガス中測定結果

(1) 調査対象

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設である大気基準適用施設 3 施設

(2) 行政検査結果

全て排出基準に適合していました。（別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果）

2 今後の対応

今後とも継続して立入検査を実施し、環境へのダイオキシン類の排出削減及び排出基準の遵守について指導するとともに、検査を実施していきます。

別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果（単位：ng-TEQ / m³N）

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	水野産業株式会社 岡崎支店	大樹寺1丁目8番地16	アルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉	H28.11.7	0.025	5	
2	岡崎製材株式会社 オカザキプレカット	藤川町字下西ノ入7番地	廃棄物焼却炉	H28.11.18	0.18	10	
3	栄屋乳業株式会社	東牧内町字甲田45番地	廃棄物焼却炉	H28.11.4	0.34	10	

平成 28 年度ダイオキシン類に係る設置者測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、毎年 1 回以上排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果を法第 28 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事(岡崎市長)に報告することとされています。

また、都道府県知事(岡崎市長)は、その結果を法第 28 条第 4 項の規定により公表することとされています。

平成 28 年度中に測定し、報告のあったダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

1 排出ガス中の測定結果について

(1) 大気基準適用施設の設置状況

平成 29 年 3 月 31 日現在の大気基準適用施設の設置状況は、表 1 のとおりです。

表 1 大気基準適用施設の設置状況

番号	施設名	稼動中施設	休止施設	合計
1	焼結鉱製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	2	0	2
5	廃棄物焼却炉	15	5	20
計		17	5	22

(2) 測定結果の報告状況(排出ガス)

事業者からの測定結果の報告状況は、表 2 のとおりです。稼動中施設のうち、未報告施設及び年間を通して休止中の施設を除く 16 施設から報告がありました。

表 2 測定結果の報告状況(排出ガス)

報告施設			稼動中施設のうち未報告施設	使用開始後 1 年未満の施設	年間を通して休止施設
稼動中施設	報告後休止施設	報告後廃止施設			
16	0	0	1	0	5
16					

注 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 排出基準の適合状況

測定結果の報告があった 16 施設の全てが、適用されている排出基準に適合していました。(別

表 1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果)

(4) 今後の対応

未測定の事業者に対して測定して報告するように指導します。また、休止施設については、稼動後速やかに測定して報告するように指導していきます。

今後とも、継続して立入検査を実施し、各施設に適用される排出基準を確実に遵守するよう指導をしていきます。

2 排出水中の測定結果について

水質基準適用事業場の設置状況

平成 29 年 3 月 31 日現在の水質基準対象施設を設置する水質基準適用事業場の設置状況は、表 3 のとおりです。水質基準対象施設からの排出水がないため、事業場からの報告はありませんでした。

表 3 水質基準適用事業場の設置状況

番号	施 設 名	水質基準対象施設からの排出水がある事業場	水質基準対象施設からの排出水がない事業場		事業場数 合計
		施設休止中	施設稼動中	施設休止中	
1	硫酸塩/パレブ又は亜硫酸パルブ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
4	アルミナ織維製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
6	塩化ビニルレノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0
7	カプロラクタム製造施設(塩化二トロシルを使用するものに限る)用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
11	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	0	0	0	0
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式洗浄装置	0	0	0	0
13	亜鉛回収(製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る)用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る))によるものに限る)用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	0	2	2	4
16	廃 P C B 等の分解施設、洗浄施設、分離施設	0	0	0	0
17	フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る)用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
18	第 1 号から第 17 号及び第 19 号に掲げる施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	0	0	0	0
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の共同処理施設	0	0	0	0
合 計		0	2	2	4

3 ばいじん及び燃え殻中の測定結果について

(1) 廃棄物焼却炉の設置状況

平成 29 年 3 月 31 日現在の廃棄物焼却炉の設置状況は、表 4 のとおりです。

表 4 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼動中施設	休止施設	合計
廃棄物焼却炉	15	5	20

(2) 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

事業者からの測定結果の報告状況は、表 5 のとおりです。稼動中施設のうち、ばいじん及び燃え殻の発生しない施設及び休止中の施設を除く 11 施設から報告がありました。

表 5 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

報告施設数			稼動中施設のうち未報告施設	ばいじん及び燃え殻の発生がない施設	使用開始後 1 年未満の施設	年間を通して休止施設
稼動中施設	報告後休止施設	報告後廃止施設				
11	0	0	0	4	0	5
11						

注 1 「ばいじん」とは、廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

2 「燃え殻」とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

3 「ばいじん及び燃え殻の発生がない施設」とは、ばいじん及び燃え殻のない揮発性廃油の焼却炉等の施設をいう。

4 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 埋立処分等の基準への適合状況

測定結果の報告があった施設のうち、平成 28 年度に埋め立て処分されたばいじん及び燃え殻については、いずれもこれらの処理基準に適合していました。（別表 2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果）

なお、ばいじん及び燃え殻を埋立処分等する場合には、以下の基準が適用されます。

ア ダイオキシン類の含有量を 3 ng-TEQ / g 以下となるように分解処理等を行う。

イ 既設施設（平成 12 年 1 月 14 日以前に設置等されていた施設）のうち、3 ng-TEQ / g を超えたばいじん及び燃え殻については、セメント固化又は薬剤処理等を行う。

(4) 今後の対応

今後とも事業者への立入検査を継続して実施し、埋立処分等が適切に実施されるよう指導していきます。

別表1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果

(単位: ng-TEQ / m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	有限会社 アイダブリューエム	岡崎市下青野町喜昌島1-1	廃棄物焼却炉 乾留施設 1	H28.10.31	0.11	10	
2			廃棄物焼却炉 乾留施設 2	H28.10.31	0.11	10	共同排出口
3			廃棄物焼却炉 乾留施設 3	H28.10.31	0.11	10	
4			廃棄物焼却炉 乾留施設 4	H28.10.31	0.11	5	
5	愛知県中央家畜保健衛生所	岡崎市美合町地蔵野1-306	廃棄物焼却炉	H28.10.17	0.15	10	
6	有限会社 生駒組 合欽木事業場	岡崎市合欽木町郷東143-1	廃棄物焼却炉	H28.11.12	0.45	10	
7	リサイクルプラザ (旧岡崎市中央クリーンセンター)	岡崎市高隆寺町阿世保5	廃棄物焼却炉 1号			1	休止施設
8			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
9	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町立島2-1	廃棄物焼却炉 1号	H28.10.14	0.026	1	
10			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
11			廃棄物焼却炉 6号(し尿)			10	休止施設
12			廃棄物焼却炉 7号(し尿)			10	休止施設
13	岡崎製材株式会社 オカザキプレッカット	岡崎市藤川町下西ノ入7	廃棄物焼却炉	H28.12.1	0.037	10	
14	栄屋乳業株式会社	岡崎市東牧内町甲田45	廃棄物焼却炉	H28.10.19	0.021	10	
15	株式会社 三栄シリカ 本社工場	岡崎市鉢地町三山13	廃棄物焼却炉	H28.9.27	0.0012	1	
16	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	岡崎市保母町木崩1-51	廃棄物焼却炉			10	未報告
17	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	岡崎市大柳町栗沢1-1	廃棄物焼却炉	H28.12.27	0.083	10	
18	日本エステル株式会社 岡崎工場	岡崎市日名北町4-1	廃棄物焼却炉	H28.9.30	0.0029	10	
19	水野産業株式会社 岡崎支店	岡崎市大樹寺1-8-16	アルミ溶解炉	H28.7.6	0.0082	5	
20			アルミ溶解炉	H28.7.4	0.12	1	
21	岡崎市中央クリーンセンター	岡崎市板田町西流石2-1	廃棄物焼却炉 1号	H28.11.29	0.00011	0.1	
22			廃棄物焼却炉 2号	H28.11.30	0.0000027	0.1	

別表2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果

番号	工場・事業場名	所在地	ばいじん		燃え殻		ばいじんと燃え殻の混合物		備考
			採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	
1	有限会社 アイダブリューエム	岡崎市下青野町喜昌島1-1							ばいじん及び燃え殻が発生しない
2									
3									
4									
5	愛知県中央家畜保健衛生所	岡崎市美合町地蔵野1-306					H28.10.19	0.00000024	
6	有限会社 生駒組 合歡木事業場	岡崎市合歡木町郷東143-1	H28.11.12	0.057	H28.11.12	0			
7	リサイクルプラザ	岡崎市高隆寺町阿世保5							休止施設
8									休止施設
9	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町立島2-1	H28.10.14	0.17	H28.10.14	0.000083			1号焼却炉
10									2号焼却炉 休止施設
11									6号焼却炉（し尿） 休止施設
12									7号焼却炉（し尿） 休止施設
13	岡崎製材株式会社 オカザキプレッカット	岡崎市藤川町下西ノ入7	H28.12.1	0.0083	H28.12.1	0			
14	栄屋乳業株式会社	岡崎市東牧内町甲田45	H28.10.19	0.014	H28.10.19	0.0033			
15	株式会社 三栄シリカ 本社工場	岡崎市鉢地町三山13	H28.9.27	0	H28.9.27	0			
16	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	岡崎市保母町木崩1-51	H29.2.19	0.016	H29.2.19	0.43			
17	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	岡崎市大柳町栗沢1-1					H28.12.28	0.0047	
18	日本エステル株式会社 岡崎工場	岡崎市日名北町4-1	H28.9.30	0	H28.9.30	0.0087			
19	岡崎市中央クリーンセンター	岡崎市高隆寺町阿世保5	H28.11.30	0.10					
20			H28.11.30	0.10					